

役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか？

会計年度任用職員登録制度への登録を！

町では、会計年度任用職員の希望者を職種別で登録し、必要に応じて登録者のなかから選考を行い、任用する「紀宝町会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

【会計年度任用職員とは】

地方公務員法第22条の2に基づき、任期を1会計年度内として任用される一般職非常勤職員です。

登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

登録職種	登録資格
①一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士・保育補助員 ③幼稚園講師	左記の資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 *②の保育補助員は、必要な資格はありません
④教育支援要員	*必要な資格はありません
⑤介護支援専門員 ⑥社会福祉士	左記の資格と自動車運転免許(普通)を有し、パソコンの操作ができる方
⑦保健師 ⑧看護師・准看護師 ⑨管理栄養士・栄養士 ⑩歯科衛生士	左記の資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑪用務員(校務員) ⑫管理人	*必要な資格はありません
⑬調理師	左記の資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑭調理補助員	*必要な資格はありません
⑮給食センター運転手兼調理補助員	自動車運転免許(準中型)を有する方 *調理師資格は不要です
⑯清掃作業員	自動車運転免許(準中型)を有し、2トン車の運転ができる方
⑰運転手	自動車運転免許(中型1種)を有する方
⑱施設管理士	*必要な資格はありません

◆登録手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。

- 登録申込書(役場所定の様式。役場総務課窓口または町ホームページにて入手可能)
- 資格(免許)証の写し(②・③・⑤～⑩・⑬・⑮～⑰の職種)

◆登録受付期間

随時、受け付けています。

◆登録期間

登録の日から2年間

◆任用条件

- 勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間(38時間45分)より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- 任用期間…1年以内
- その他…町会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規程による

▶詳しくは、町ホームページ(<https://www.town.kiho.lg.jp/government/personnel/temporary/>)をご確認いただくか、または役場総務課(☎33-0333)までお問い合わせください。

町の未来を決める大切な一票

1月23日は、紀宝町長選挙の投票日です!!

任期満了(令和4年2月4日)に伴う「紀宝町長選挙」は、1月18日(火)に告示、1月23日(日)が投票日です。町の未来を決める大切な一票です。棄権せず自らの意思で投票しましょう。



◆投票できる方

紀宝町の選挙人名簿に登録された平成16年1月24日以前に生まれた日本国民で、令和3年10月17日以前から引き続き3か月以上、紀宝町に住民票がある方(※投票日までに町外に住所を移した場合には、投票できません。)

◆投票時間

投票所により閉鎖する時刻が異なりますので、ご注意ください。

投票区	投票所の名称	投票時間
第1	桐原生活改善センター	午前7時～午後6時
第2	高齢者生産活動センター(平尾井)	午前7時～午後7時
第3	大里多目的集会施設	午前7時～午後7時
第4	高岡防災センター	午前7時～午後7時
第5	鮎田構造改善センター	午前7時～午後7時
第6	北檜杖多目的集会施設	午前7時～午後6時
第7	旧矢淵中学校浅里分校	午前7時～午後6時
第8	中村多目的集会施設	午前7時～午後7時
第9	成川生活改善センター(下地)	午前7時～午後7時
第10	神内構造改善センター	午前7時～午後7時
第11	上野農事集会所	午前7時～午後7時
第12	井田公民館	午前7時～午後7時
第13	鶴殿地域交流センター	午前7時～午後7時

◆開票の日時・場所

【日時】1月23日(日) 午後8時10分から

【場所】紀宝町生涯学習センター まなびの郷

◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない予定の方は、「期日前投票」ができます。

【期間】1月19日(水)～22日(土)

午前8時30分から午後8時まで

【場所】鶴殿地域交流センター

◆不在者投票

入院または施設に入所されている方、身体に重度の障がいのある方、仕事や学校などで町外に住んでいる方は、以下のとおり「不在者投票」ができます。

• 病院や施設での不在者投票

指定された病院や施設に入院(入所)中の方は、その施設内で投票ができます。院長または施設長にお申し出ください。

• 郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある方で、要件を満たして「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、自宅で投票ができます。

• 滞在地での不在者投票

紀宝町に住所があり選挙人名簿に登録されている方のうち、町外に滞在している方は、事前に請求をすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票ができます。

※告示日前から請求ができますので、不在者投票を利用される方は、早めの請求および投票をお願いします。

▶詳しくは、町選挙管理委員会(役場総務課内 ☎33-0333)までお問い合わせください。

立候補届出事前審査および届出受付を行います

下記の日程で事前審査および届出受付を行いますので、立候補を予定している方は、ご参加ください。

◆立候補届出事前審査

【日時】1月11日(火)
午後1時30分～

【場所】役場2階 大会議室

◆立候補届出受付

【日時】1月18日(火)
午前8時30分～午後5時

【場所】役場2階 大会議室